

米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域産品及び地域価値発信商品の市外及び県外への販路拡大並びに観光客に対する販売促進を図り、もって地域の活性化及び地場産業の振興に資することを目的として、地域産品又は地域価値発信商品（以下「地域産品等」という。）を新たに開発し、又は改良すること等により競争力強化の取組を行う中小企業者等に対し、予算の範囲内において米子市地産外商地域産品開発等事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域産品 本市の地域資源及び地域特性を活用して製造された農林水産加工品、工芸品及び地場産品等であって、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。ただし、次のア又はイに該当するものを除く。
ア 本市の区域内でのみ販売されるもの
イ 飲食店において直接提供される飲食物
- (2) 地域価値発信商品 主として観光客向けに販売される有形の商品であって、本市の魅力の発信につながると市長が認めるものをいう。ただし、飲食店において直接提供される飲食物を除く。
- (3) 中小企業者等 米子市中小企業振興条例（令和2年米子市条例第12号）第2条第3号に規定する中小企業者等をいう。

(補助事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業であって、地域産品等のうちいずれかについて実施するものとする。ただし、本補助金の交付を受けて実施しようとする事業について、国、県、市等の助成金その他の本補助金以外の金銭の交付を受けている場合には、当該事業は、本補助金の交付の対象としない。

- (1) 地域産品等を新たに開発する事業
- (2) 既存の地域産品等を改良する事業
- (3) 前2号に掲げる事業と併せて実施する地域産品等のパッケージ等のデザインを開発する事業
- (4) 第1号又は第2号に掲げる事業と併せて実施する地域産品等に係る商標、意匠等を登録する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たす中小企業者等とする。

- (1) 市税等（米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等をいう。）の滞納がないこと。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらの利益につながる活動を行う者若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(3) 当該中小企業者等が法人その他の団体である場合は、その役員のうちに前号に該当する者があるものでないこと。

（補助対象経費）

第 5 条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

(1) 地域産品等の開発又は改良に必要な機械、器具、材料等の購入に要する経費

(2) 地域産品等の写真及び動画の撮影、地域産品等の栄養成分、消費期限等に係る分析並びに地域産品等のパッケージデザイン等を他者に委託し、又は請け負わせる場合における当該委託又は請負に要する経費

(3) 地域産品等に係る商標、意匠等の登録に要する経費

（補助金の額等）

第 6 条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、地域産品について実施する補助事業に係る本補助金にあつては 30 万円を限度とし、地域価値発信商品について実施する補助事業に係る本補助金にあつては 20 万円を限度とする。

2 一の中小企業者等が本補助金の交付を受けることができる回数は、一の年度につき、1 回とする。

（交付申請）

第 7 条 本補助金の交付を受けようとする者は、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付して、これらを市長に提出しなければならない。

(1) 事業実施計画書（別記様式第 2 号）

(2) 事業収支予算書（別記様式第 3 号）

(3) 市税等納付確認同意書（別記様式第 4 号）

(4) 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第 5 号）

(5) 補助対象経費の内容を明らかにする見積書等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定及び通知）

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書（同条の規定により添付された書類を含む。）の提出があつたときは、これらを審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが適当であると認

めたときは、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付決定通知書（別記様式第 6 号）により当該申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

- 3 市長は、第 1 項の規定による審査の結果、本補助金を交付することが不適当であると認めたときは、当該申請書を提出した者に対し、その旨及びその理由を書面により通知するものとする。

（変更交付申請等）

第 9 条 本補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容若しくは補助対象経費の配分の変更をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第 7 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その変更が軽微なものである場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により申請のあった事項を承認したときは、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第 8 号）により、当該申請を行った補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は前条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業の完了の日若しくは同条の規定により補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過する日又は本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金実績報告書（別記様式第 9 号）に次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書（別記様式第 2 号）
- (2) 事業収支決算書（別記様式第 3 号）
- (3) 完成写真
- (4) 領収書その他の補助事業に要した経費が分かる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

第 11 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該補助事業者に係る本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 本補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他米子市補助金等交付規則及びこの要綱の規定に基づく市長の指示に違反したとき。
- (3) 補助事業に関して、不正若しくは不適切な行為又は法令若しくは条例に違反する行為をしたとき。

（本補助金の返還）

第 12 条 市長は、前条の規定により本補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に本補助金が支払われているときは、当該本補助金の交付の決定を取り消された補助事業者に対し、当該取消しに係る額の本補助金の返

還を命ずるものとする。

(財産処分制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支を明確にした帳簿及び証拠書類等を整備し、補助事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年間保管しなければならない。

2 市長は、前項に定める期間内において、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(規定外事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱第5条第2号の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市地産外商地域産品開発等事業補助金（同要綱第1条に規定する米子市地産外商地域産品開発等事業補助金をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市地産外商地域産品開発等事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年5月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱第2条及び第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市地産外商地域産品開発等事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市地産外商地域産品開発等事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱第6条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市地産外商地域産品開発等事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市地産外商

地域産品開発等事業補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月8日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請がされる米子市地産外商地域産品開発等事業補助金について適用し、同日前に交付の申請がされた米子市地産外商地域産品開発等事業補助金については、なお従前の例による。

別記

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

米子市長

様

申請者 所在地（住所）

名称及び代表者の氏名（氏名）

（印）

米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付申請書

年度において実施する米子市地産外商地域産品開発等事業について、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金の交付を受けたいので、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 1 日施行）第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付を受けようとする補助金の額 円

2 関係書類

- (1) 事業実施計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 事業収支予算書（別記様式第 3 号）
- (3) 市税等納付確認同意書（別記様式第 4 号）
- (4) 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第 5 号）
- (5) 補助対象経費の内容を明らかにする見積書等
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

様式第2号 (第7条、第10条関係)

事業実施計画（報告）書

担当者名及び連絡先	担当者氏名 連絡先（電話： ）
-----------	-------------------------------------

1 事業内容及び実施方法（できるだけ詳細に記入してください。）

☐ 地域産品	☐ 地域価値発信商品
-------------------------------	-----------------------------------

☐ 新開発	☐ 既存商品の改良	☐ パッケージデザイン ※新開発又は既存商品の改 良も併せて行うもの	☐ 商標登録 ※新開発又は既存商品の改 良を併せて行うもの
------------------------------	----------------------------------	---	--

(1) 現在行っている事業（事業実施報告時は、記載不要）

(2) 新たに開発し、又は改良する商品及び地域産品であることの説明（地域価値発信
商品の場合は、新たに開発し、又は改良する商品であることの説明）

(3) 取組のきっかけ（事業実施報告時は、記載不要）

(4) 市外及び県外への販路拡大方法（地域価値発信商品の場合は、市外及び県外への
販路拡大方法又は観光客に対する販売促進方法）

(5) 対象経費の説明	
2 事業のスケジュール	
3 期待される事業の効果	
4 事業の実施期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
5 その他	

様式第3号（第7条、第10条関係）

事業収支予算（決算）書

1 収入の部

区分	予算（決算）額 （円）	説明
市補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算（決算）額 （円）	対象経費（円）	説明
合計			

様式第4号（第7条関係）

市税等納付確認同意書

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地（住所）
名称及び代表者の氏名（氏名）
(印)

下記の申請に伴い、私の市税等（市税、保育料、市営住宅家賃その他の納付金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、汚水処理場使用料、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料）の納付状況について、確認することに同意します。

記

申請事業名 米子市地産外商地域産品開発等事業

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

役員等調書兼照会承諾書

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地（住所）
名称及び代表者の氏名（氏名）

（印）

次の役員等調書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者について、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏 名	よみがな	生年月日

【注意事項】

- 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。
- 提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。
- この名簿は、2 の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

備考 申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

様

米子市長



米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のありました下記の補助金につきましては、次のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

- 1 補 助 年 度 年度
- 2 補 助 金 の 名 称 米子市地産外商地域産品開発等事業補助金
- 3 補 助 金 の 額 円
- 4 補助事業の内容は、年 月 日付け米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付申請書に記載のとおりとしてください。
- 5 米子市補助金等交付規則（平成 17 年米子市規則第 46 号）及び米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 1 日施行）の定めるところに従ってください。

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日から 20 日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができます。

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地（住所）
名称及び代表者の氏名（氏名）

米子市地産外商地域産品開発等事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました米子市地産外商地域産品開発等事業補助金に係る補助事業について、次の理由により変更（中止・廃止）をしたいので、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱（令和4年9月1日施行）第9条1項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）予定年月日
- 3 変更の内容（※変更の場合のみ）

項目	変更前	変更後

- 4 添付書類（※変更の場合のみ）
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 事業収支予算書
 - (3) その他関係書類

※この申請書に添付した書類において、変更後の内容を容易に比較対照することができるように変更部分を2段書きとし、変更前の内容を括弧書きで上段に記載すること。

様式第 8 号（第 9 条関係）

第 年 月 日 号

様

米子市長



米子市地産外商地域産品開発等事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付け申請のありました米子市地産外商地域産品開発等事業補助金に係る補助事業の変更（中止・廃止）につきましては、下記のとおり承認しましたので、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱（令和 4 年 9 月 1 日施行）第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

記

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

米子市長 様

申請者 所在地（住所）
名称及び代表者の氏名（氏名）

米子市地産外商地域産品開発等事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました米子市地産外商地域産品開発等事業補助金に係る補助事業の実績につきまして、米子市地産外商地域産品開発等事業補助金交付要綱（令和4年9月1日施行）第10条の規定により、関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
米子市地産外商地域産品開発等事業
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助金の精算額 円
- 4 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 5 添付書類
 - (1) 事業実施報告書（別記様式第2号）
 - (2) 事業収支決算書（別記様式第3号）
 - (3) 完成写真
 - (4) 領収書その他の補助事業に要した経費が分かる書類
 - (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類